

# 第5章

## 安全教育と安全管理に おける組織活動

## 第5章 安全教育と安全管理における組織活動

### 1 校内の協力体制と研修

学校安全の活動を円滑に推進するためには、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面からすべての教職員が役割を分担し、学校安全を推進する体制を整備することが大切です。

また、学校への不審者の侵入事件や地震などの突発的、外因的な発生や、その後の被害の拡大が予想される事件・事故災害の発生時の危機管理については、管理職の下、学校全体で対応に当たる特別な体制をあらかじめ構築しておく必要があります。

さらに、教職員の安全に関する知識・技能を向上させるため、各学校において、学校安全計画に校内研修等を位置付け、危機管理に対応した校内研修を行うことも必要です。

#### ▶校内研修の例

- 学期始めや学期末、月初めや月末などに、校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報などにより、自校の安全に関する課題の整理、具体的な解決策の明確化
- 危機管理マニュアルに基づく様々なケースに対応した訓練の実施
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当の実習
- 心のケアなどに関する演習・協議
- 児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程上の位置付け、教育内容、教材等に関する説明・協議 など

#### ▶外部の機関における研修の例

- 文部科学省や（独）教員研修センター、北海道教育委員会、市町村教育委員会が行う学校安全に関する研修
- 地域の総合防災訓練への参加
- 防火管理者研修
- 民間団体やNPO、災害ボランティアなどが主催する研修会や学習会 など

#### ▶児童生徒等や保護者との合同研修の例

- 児童生徒等の引き渡しや避難所開設に関する演習
- 通学路安全マップや防災マップづくり
- 学校安全に関する施設・設備の見学
- 地域の安全に従事する人や災害を体験した人の体験談を聞く会の開催 など

## 2 家庭、PTAとの連携

### (1) 家庭との連携

児童生徒等の安全を確保するため、各学校の学校安全の方針や活動、児童生徒等の状況などについて保護者に説明し理解や協力を求めたり、保護者の学校運営などに対する意見を的確に把握し、学校の学校安全の活動に生かしたりすることが大切です。

#### ▶家庭との連携の機会や方法の例

- 家庭訪問や各種の会合（授業参観、保護者懇談会）、学校安全委員会などの機会を利用し、学校で行われている安全教育や安全管理の内容について保護者へ情報提供
- 学校安全の趣旨等を学校通信や学年・学級だより等により保護者に周知
- アンケート調査等により、事故の実態や原因を明らかにするとともに、特に児童生徒等の行動特性の例やその誘因等について情報提供
- 家庭でも児童生徒等の情緒の安定を図ったり、望ましい習慣を身に付けられるよう依頼など

### (2) PTAとの協力

児童生徒等の事件・事故災害は、学校内だけでなく、校外の生活で起こるものも少なくないことから、PTA活動を通じて教職員と保護者が協力し、児童生徒等の事故防止や安全確保に取り組むことが大切です。

#### ▶学校安全に関するPTA活動の例

- 校内外の安全点検や校内の不審者等の侵入防止対策への参加
- PTA広報誌やステッカー、標語ポスターなどの活用による安全思想の普及・啓発
- 家庭教育を担当している組織の主催による研修会への参加やPTA主催の研修会の実施
- 水の事故につながりそうな河川やため池等の危険区域や、交通事故発生などの危険箇所の明示（地図の配布、標識の設置等）
- 道路の横断や自転車の利用上の安全についての交通安全パトロール等の実施
- 通学路や遊び場などで、誘拐や傷害などの犯罪が起こりやすい場所での巡回と注意喚起
- 地域での犯罪被害の防止のための、「子ども110番の家」等の活動の促進
- 予想される集中豪雨や台風などの自然災害へ対応するための連絡体制の整備や確認
- 災害発生時の連絡体制の確立や児童生徒等の保護者への引き渡しについての整備や確認
- 避難用具、避難場所の確認や避難方法の話合い及び練習の促進等に関する啓発
- 学校における安全管理への保護者の積極的な参加（不審者対応パトロールなど）

### 3 地域社会や地域関係機関・団体との連携

#### (1) 地域関係機関・団体との連携

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、普段から、地域の関係機関・団体と連携を深めておくことが大切です。

▶学校安全活動の推進に効果的な連携先及び留意点

(安全指導)

| 項目                   | 効果的な連携先  | 留意点  |
|----------------------|--|--|
| 交通安全<br>防犯に関する<br>こと | <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の警察署</li> <li>自治体や民間の関係団体</li> <li>保護者や地域の方々に組織する団体</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>警察等による専門的指導は、大きな効果が見込まれる。</li> <li>安全教室（交通安全・防犯）等の機会に、地域の協力者の参加を得て、顔合わせをしておくことは、安全管理の面からも大切である。</li> </ul>  |
| 防災に関する<br>こと         | <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の消防署、防災担当部局</li> <li>自治体等の関係団体</li> <li>防災ボランティアや消防団など地域の方々に組織する団体</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防署による専門的指導や、防災担当部局の担当者による災害情報は、実際の災害状況や対処法を知るよい機会であり、有効である。</li> <li>各学校近隣の自治会など近隣住民の参加が可能であれば、地域としての災害に対する対応力の向上が見込まれる。</li> </ul>  |
| 避難訓練                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の警察署（防犯）</li> <li>各地域の消防署、防災担当部局（防災）</li> <li>自治体等の関係団体</li> <li>近隣の学校等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校の危機管理マニュアルに沿って実施する避難訓練では、専門家の評価により、危機管理マニュアル等の検証、改善につながる。</li> <li>大規模な自然災害等、事件や事故の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定し、連携した訓練も考えられる。</li> <li>近隣住民にも訓練に参加する機会を設けることは、避難所となった場合の学校の体制が理解され、事件・事故災害発生時の混乱を最小限にする上で有効である。</li> </ul> |

(安全管理)

| 項目                                 | 効果的な連携先   | 留意点   |
|------------------------------------|---|---|
| 登下校時                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の警察署、都道府県や市町村の道路管理者</li> <li>スクールガード・リーダーやボランティア、保護者等の協力団体</li> <li>近隣の学校等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や安全点検、交通規制、犯罪被害防止、野犬等その他登下校時の安全確保について、警察、道路管理者、地域関係団体、近隣学校等と連絡をとり、協力を得る必要がある。</li> <li>地震、津波、火山活動や風水害、暴風雪などの際の道路・交通状況などについての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署などの関係機関・団体の協力を得る必要がある。</li> </ul> |
| 校外で学<br>校行事を<br>行う場合               | <ul style="list-style-type: none"> <li>実施先の各警察署</li> <li>実施先の各市町村関係部局</li> <li>保護者等の協力者</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>遠足・修学旅行・持久走大会等、校外での学校行事については、実施計画作成にあたり、左記連携先に相談し、安全確保について協力を得る必要がある。</li> </ul>   |
| 事件・事<br>故災害発<br>生時                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の警察署（防犯）</li> <li>各地域の消防署、防災担当部局（防災）</li> <li>近隣の学校等</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の危機管理マニュアルを見直す際、関係機関にも相談し、連絡体制や避難経路、避難場所の確保等について確認し、災害発生時に備える必要がある。</li> </ul>  |
| 学校が避<br>難所（避<br>難場所）<br>となった<br>場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の警察署（防犯）</li> <li>各地域の消防署、防災担当部局（防災）</li> <li>自治体等の関係団体</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校が避難所となった場合の対応について、各市町村の防災担当者と打ち合わせが必要である。</li> <li>避難所として利用する自治会等とも連携し、自主的な運営体制が構築されることが、児童生徒等の安全確保にも有効である。</li> </ul>   |

(2) 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動

児童生徒等の心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるためには、PTA、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が意見交換や調整を行う連絡会議「地域学校安全委員会」を設置し、適切に委員会を開催することが重要です。

▶「地域学校安全委員会」の目的や位置付け等

|           |  |
|-----------|--|
| 目 的       | ○ 日ごろから関係者が連携を深め、児童生徒の安全確保が円滑に行えるようにすること   |
| 位 置 付 け   | ○ 学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議  |
| 効 果       | ○ 校長・副校長・教頭・学校安全担当者等が地域との連絡の窓口として周知される。<br>○ 地域や関係機関の担当者が、学校関係者に周知される。<br>○ 学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。   |
| 設 置 方 法   | ○ 各学校がそれぞれに設置する場合のほか、学校や地域の実情に応じて、複数の学校が連携した単位や市区町村単位での設置<br>○ 学校の規模や地域の実情に合わせて、学警連等の既存の組織を活用<br>○ 必要に応じて基本の構成員に出席者を加え、拡大委員会の形式で開催   |
| 構 成 員 の 例 | ○ 学校教職員（校長、副校長、教頭、学校安全主任（安全に関する校務分掌の主任、生徒指導主任など）<br>○ 保護者、PTA会長等役員及び関係担当者<br>○ 関係機関・関係団体等（警察署、消防署、市区町村の関係部局、自治会、スクールガード・リーダー、ボランティア団体、交通安全指導員・子ども110番の家等の協力者）<br>○ その他（各学校等が必要と認める者） |
| 効果的な活動例   | ○ 年度当初に委員会を開催し、その年度の体制や状況について情報交換を行う。<br>○ 基本的な開催計画を立てる（学期1回等）。また、必要に応じて臨時的に開催する。<br>○ 委員会の内容について、公開できる情報については、広報誌や学校だより、ホームページ等を活用するなど、個人情報の取り扱いについて厳重に配慮し、多くの人々が共有できるようにする。        |